

11-1 対応する児童自立支援施設における人員の増加及び減少の要因

児童相談所に対応する児童自立支援施設の入所実人員の増加及び減少の要因について聞いたところ、以下のとおりの回答を得た。

表 11-1 入所状況に影響を与える要因

	充足率増加の要因	充足率減少の要因
社会的背景	オイルショック,第2次ベビーブーム,高度経済成長,震災	児童数の減少
在宅児童の状況	校内暴力,中学の荒れ,非行のピーク,非行内容の変化,虐待経験児の増加	虐待・家出の増加(入所の必要はない)
児童相談所	他県からの受け入れ,児相長に専門職がきた,相談・通告の増加,家裁送致の増加	在宅の処遇方針,児相の経験ある職員の転勤,相談・通告の減少,虐待での多忙化,児童養護施設との競合,児童養護施設で処遇できた
児童自立支援施設の寮運営	寮の再開	受け入れ制限,改築,寮の閉鎖,設備の悪さ,小舎から大舎への運営の変更
処遇体制	処遇の多様化,学校教育の導入,短期処遇の開始,機能の再評価,中学卒業児への処遇(職業指導),関係機関との連携,家族機能の提供,小学生の処遇	学校教育・短期処遇の実施による混乱,施設機能の低下,情緒障害児の入所による混乱で受け入れ中止,体制の不十分,信頼できない処遇,関係機関連携の課題,児相の処遇期待とのズレ,平成9年児童福祉法改正で施設の目的がわかりにくい
職員	教員の配置	管理職に経験者がいない,職員の減員,職員の不祥事
入所児童の状況	集団非行の入所(暴走族)	退所児童の増加,無断外出での死亡事故,無断外出の増加と家庭引き取りの増加,評価の低下

11-2 施設の全体概況と課題

施設の全体概況と課題について自由記述として聞いた。

概況として多かったのは,入所児童の処遇困難(入所児の能力の低さ2件,問題行動への処遇困難7件,家裁審判による入所児への処遇困難,非行の背景の虐待13件,精神科治療3件や心理治療6件の必要な児童の増加,ADHD12件),職員の指導力の低下5件(人事異動多く専門性の低下,入所を断る,入所の決定に時間がかかる)である。

課題として多かったのは,中卒後の指導8件,アフタケアの充実9件,個別化治療プログラム10件,職員配置基準の改善(精神科医やセラピスト,ファミリーケースワーカーの配置の必要,行動障害やADHDへの対応),施設の再編(分類入所の破綻),通所事業4件,一時保護機能3件,人材確保(職員の専門性の維持),苦情解決制度等権利擁護への周知徹底5件であった。

各児童相談所で非行相談への思いのある児童福祉司の記入が推測されるのであるが、それぞれに児童自立支援施設に対する熱き思いが語られていた。特に施設の職員の旧態前とした考え方が現在の非行児童の質的变化に対応しきれていない点の指摘が9件あり、また、以前は児童との間に共感もて、反発があったとしても職員の心意気につながりがもてたが、近年反発もなく、共感性もない、利他的でその時々がよければいいという児童像が浮かび、保護者は権利意識が強いが反面、約束を守れない像が浮かび上がった。現在は児童自立支援施設の混乱期であり、その機能は不鮮明との指摘もあった。

12-1 これからの児童相談所

これからの児童相談所の非行相談のあり方について自由記述として聞いた。

多かったのは、ニーズのない児童・保護者への相談のあり方（関係機関との連携、ケアマネジメント、粘り強い指導）、地域でのサポートシステム作り（地域連携、地域の子育て支援システムにいかん非行を入れるか）、職員の専門性の向上（任用資格の見直し、児童福祉司の専任の必要性や増員、国の養成機関をつくる、非行の背景としての虐待へのアプローチの習熟、マニュアルない）、一時保護機能の見直し（養護と非行の区別）であった。

その他に、虐待よりも非行の注目度が低い（虐待に忙しい、児童福祉司の増員、児童福祉司の任用資格の見直し）、家裁との連携、非行の予防として乳幼児期の親子関係や体験への掘り下げがあった。

（2）非行専任児童福祉司の配置のある児童相談所へのヒアリング結果

非行専任児童福祉司の配置のある児童相談所は全国で6ヶ所あり、原則として訪問しヒアリング調査（巻末に調査Ⅱとして内容掲載）を行った。その結果として、以下の傾向があることがわかった。

1）組織体制について

非行相談のみの専任児童福祉司を配置する県、非行相談と育成相談（性格行動相談、しつけ相談、不登校等）を合わせて配置する県、非行相談と養護相談（虐待相談は除く）を合わせて配置する県の3タイプがあった。このようなタイプに分かれたのは、非行相談の援助に、限られた人員でいかに専門性を確保できるかを試行錯誤した結果であり、近年膨大に増加している虐待相談に人員を充てなければならず、苦渋の結果と言える。育成相談と合わせた県は、非行相談は緊急対応が必ずしも必要でないという認識であり、通所指導が確実に実施できる、また非行児童に情緒障害がある場合が多く、内容的に見て同質の相談・援助が想定されるという理由からであった。次に、養護相談（虐待相談は除く）と合わせた場合は非行相談も養護相談も緊急対応が必要であるという認識であったが、この県は非行相談の援助の専門性が近年低下してきているとの反省のもと、2004年度から非行相談のみの専任児童福祉司を心理職とのペアで増員し非行専門相談の援助をスタートさせる予定とのことであった。

その他の形態としては、児童自立支援施設との兼務として児童相談所に配属された非行専任の児童福祉司である。児童自立支援施設の入所の低迷状況を打破するために配置されたが、その後入所は高水準を維持し、効果は継続している。

2）非行相談の特徴

非行ソーシャルワークは、児童や保護者にニーズのない場合でも家庭に介入することにより、援助をスタートさせる必要があるため、虐待相談と似ているところがある。しかし、虐待相談は児童の意思よりもまず第一に児童の安全確保が必要であるが、非行は児童本人の意見表明を重視しないと援助は進められないという特徴があり、従って児童福祉司のパワーとソーシャルワーク上での粘り強さが必要とされるとの指摘があった。

3）非行相談の援助内容、機関連携について

通所指導はどこも行っているが、集団指導は1ヶ所のみで、ほとんどが個人指導のみであった。

警察からの身柄付通告は機関連携ができているところは、突然の通告はほとんどなく、事前に連絡があり、従って緊急事例という認識はない。非行の背景の虐待は多いが、治療的アプローチはまだ十分でないとの認識である。最近、軽度発達障害や行動抑制ができない事例が増え、援助が困難になってきている。

4) 非行専任児童福祉司をおくメリット・デメリットについて

メリットー専門性の向上に繋がっている。相談の質が拡散せず、経験を集約的に蓄積しやすい。近年の複雑な非行相談の対応に機関連携、ネットワークは重要であり、非行相談に特化しているため、緊密な連携が可能である。

デメリットー非行の背景に虐待あり、また障害あり、どこの係で担当するかを迷う事例がある。その場合は主担、副担で対応する等工夫している。また児童虐待が急増し、応援しなければならない場合もある。

以上、大まかな調査結果であるが、いずれの児童相談所も今後市町村に相談業務の大半が移行するであろうと予想される中、都道府県(指定都市)の残る役割は虐待と非行であろうとの危機意識は感じられた。その中で専門性の向上に繋げるための工夫と試行錯誤の努力がされていた。

4 結論

以上の研究結果により、以下の結論が得られた。

1) 児童相談所の非行相談は受理件数、処理件数そして処遇方法ともに、この10年間ほとんど変化がない。しかし、近年、非行相談は児童福祉司にとって処遇困難感が増大しており、その要因としては、児童の質的变化(衝動的傾向、人間関係の取りにくさ、被虐待児童の増加等)、家族への対応困難、また一時保護や児童自立支援施設への入所が必要にもかかわらず実行できていない等、非行ソーシャルワークの専門性の不足が考えられる。また、近年児童虐待事例の急増により児童相談所全体が麻痺状態であり、ますます非行児童への援助に力を注げなくなっている。

2) 非行相談の困難さの解決方法として、ほとんどの児童相談所が地域の非行ネットワークサービスを行っている。

3) 児童自立支援施設の入所児童数については、実にさまざまな要因(社会的背景、在宅児童の状況、児童相談所の状況、施設の寮運営の都合、処遇体制の内容、職員の事情、入所児童の状況等)により変動していることがわかった。

4) 非行専任児童福祉司配置の試みが6ヶ所の児童相談所で行われ、非行サービスの専門性の向上の必要性の下に置かれている。機関連携が充実する、専門性がアップした等メリットは大きいですが、児童虐待の事例が急増している現在、児童福祉司の人数の足りない中、非行相談に特化した児童福祉司を置くことは苦渋の措置であることがわかった。

5 非行問題に対応する児童福祉サービスのあり方についての提言

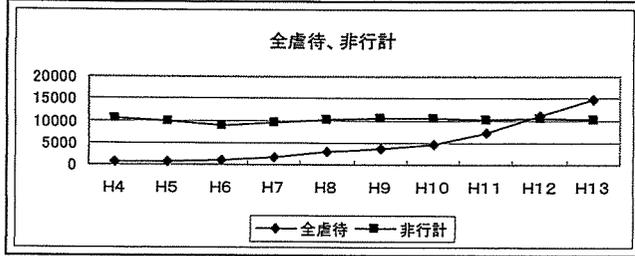
1) 非行問題についての援助のあり方として、一つは早期発見、早期援助としての児童福祉サービスであり、もう一つは児童や保護者にニーズはないが、子どもの最善の利益の観点からの介入的ソーシャルワークにおける援助である。

2)前者は、低年齢の非行やあまり進行していない初期段階の非行への対応であり、将来重大事件を起こす予防の観点からも相談しやすい児童福祉サービスとしての相談体制が望まれ、現在殆どの児童相談所で行われている地域のネットワーク援助の構築が重要である。また身近な自治体である市町村における相談体制の充実も今後望まれる。

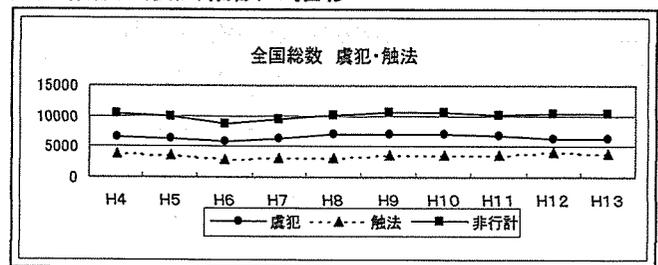
3)後者は、これが果たしてサービスと言えるのかは疑問であるが、非行児童の利益と意見表明を重視した介入的ソーシャルワークにおける粘り強い援助が必要である。近年の児童の質的变化や家族への対応困難な状況に応えるためには、児童相談所の専門性の向上が必須である。非行専任児童福祉司の配置や新しい非行援助プログラムの開発が望まれる。

調査 I の結果 グラフ・表

1-1 非行相談と虐待相談の推移



虞犯相談と触法相談の推移



2-1 非行相談処理件数

H3

助言指導	継続指導	他機関幹旋	福祉司指導	福祉事務所送致	訓戒	施設入所	施設通所	里親	家裁送致
4391	1822	132	907	0	538	793	12	2	60

H8

助言指導	継続指導	他機関幹旋	福祉司指導	福祉事務所送致	訓戒	施設入所	施設通所	里親	家裁送致
4468	1821	106	871	5	360	806	3	3	60

H13

助言指導	継続指導	他機関幹旋	福祉司指導	福祉事務所送致	訓戒	施設入所	施設通所	里親	家裁送致
4580	2314	120	810	5	505	672	1	8	121

2-2 上記施設入所の種別について

種別	H3	H8	H13
児童自立支援施設	40%	39%	46%
児童養護施設	21%	24%	24%
情緒障害短期治療施設	1%	1%	1%
障害児施設	38%	36%	29%

3-1 児童自立支援施設の在籍数と家庭裁判所審判数

(H14.10.1付)	在籍管内人数	管外人数	国立人数
全数	827	102	54
うち家裁審判数	107	29	54

4-1 H13の非行相談における警察からの身柄付通告件数及び一時保護件数

警察からの身柄付通告件数	うち一時保護件数	児童自立支援施設での一時保護件数
308	290	10

4-2 上記一時保護を行わなかった主たる理由

児童の状況	家族の状況・意向	一時保護所の物理的状況	一時保護所の職員の状況	一時保護は必要ない	その他
19	20	10	0	12	3

5-1 近年、非行児童の質的変化があるか

ある	ややある	どちらとも言えない	あまりない	ない	思う	やや思う	どちらとも言えない	あまり思わない	思わない
42	55	19	3	0	50	51	14	2	1

6-1 近年非行相談の援助は困難になっているか

思う	やや思う	どちらとも言えない	あまり思わない	思わない
50	51	14	2	1

5-2 どのような質的変化か

衝動的傾向の増加	身体的虐待児の増加	心理的虐待児の増加	性的虐待児の増加	ネグレクト児の増加	精神疾患が疑われる	無気力なタイプの増加	人間関係がとりにくい	ADHD・LDの増加	その他
66	8	7	5	40	9	31	60	31	6

6-2 援助困難の理由(児童相談所を児相と略す)

児相が多忙	児相のマンパワーや設備面の不足	児童福祉司の専門性	関係機関との連携が困難	家族への対応困難	非行内容の変化	児童自立支援施設への入所困難	その他
59	37	23	8	72	44	37	11

7-2 施設選択の際の要因

	保護者の意見	児童の意見	判定の結果	学校の意向	その他関係機関の意向	被害者感情に配慮	児童の状況	児童福祉司の意向	その他
児童自立支援施設	63	42	67	9	9	0	92	44	5
児童養護施設	67	48	67	1	9	0	87	43	9

情緒障害児 短期治療施設	45	20	63	1	7	0	60	24	2
-----------------	----	----	----	---	---	---	----	----	---

8-1 児童自立支援施設入所が必要なのに入所に至らない場合があるか

多い	やや多い	どちらでもない	あまりない	ない
15	40	32	22	8

8-2 上記入所に至らない理由

児童の同意 が得られない	保護者の同意 が得られない	入所人員に あきがない	タイミングが 合わない	忙しく十分 対応できない	できるだけ 在宅指導したい	児童自立支 援施設の機 能に問題が ある	その他
85	91	31	31	11	10	27	5

9-1 児童福祉司に関して福祉専門職採用

はい	いいえ	福祉専門職 の児童福祉 司数
63	52	682

9-6 児童自立支援施設へ入所措置する場合、どれくらいの期間で処遇指針を送付しているか

入所前が原則	入所当日	入所後数日 以内	入所後3ヶ 月以内	送っていないのが現状	その他関係 機関の意向
48	48	7	5	5	2

10-1 児童自立支援施設に期待される機能

子どもの治療	施設への通 所指導	児童自立支 援施設職員 による地域 での通所	アフタケア の充実	親への治療 的アプローチ	短期処遇	中卒後のケ ア	虐待へのア プローチ	治療キャン プ	その他
74	14	6	58	51	46	65	26	26	1

(実数で示してあるものは回答の件数である)

第1部の4 中学校から見た児童福祉、児童自立支援施設の課題

A 研究の目的

これまで、児童相談所と児童自立支援施設という、福祉サイドのみの視点から課題を明らかにしてきたが、学校現場では児童自立支援施設に関するニーズが減少しているのか、またそこで求めていることはどのようなことかを明らかにするため、公立中学校への調査を実施することとした。

B 調査の手法

児童相談所の相談体制ならびに児童自立支援施設の入所状況の特色と学校数のバランス等を考慮して、平成16年3月に青森県、滋賀県、大阪府、徳島県の公立中学校、合計845校に調査票を送付し、学校名も記載しない形で290校から有効な回答を得た。回答率は34.3パーセントであった。

C 調査結果

1 非行生徒への指導の負担は、増加しているとするもの48.0パーセントと、変化なしないし減っているとするもの50.3パーセントがちょうど拮抗している。

2 生徒の特徴としては、各校3点をあげてもらったところ、約80パーセントの学校が、精神的に未熟、人間関係がとりにくいをあげており、衝動性が高いを55.9パーセントがあげる一方で、エネルギーが低い30.7パーセントと多様な様子がうかがえる。

3 機関連携に関しては、圧倒的に警察が多く86.2パーセントであるが、児童相談所も75.2パーセントと4分の3の学校が連携経験をもっている。一方で家庭自動相談室を含む福祉事務所との連携経験は、33.4パーセントと3分の1にとどまる。

4 非行の背景に虐待が存在している割合について聞いたところ、58.4パーセントが1割以下と回答しており、無回答も多いことから、非行と虐待の関係に関して、中学校現場ではまだまだ認識されていないと考えることができる。

また、虐待に関して通告した経験を有するのは、3分の1の33.4パーセントであった。

5 児童相談所の非行への対応について聞いたところ

① 専門性に関しては、あると答えたものは34.8パーセントで、ないとするもの13.1パーセントであった。

② 非行ケースへの積極性に関しては、みられるとするもの22.4パーセントであり、みられないが16.9パーセントであった。

③ 多忙で対応できないということに関しては、51.4パーセントがそう思うと回答している。

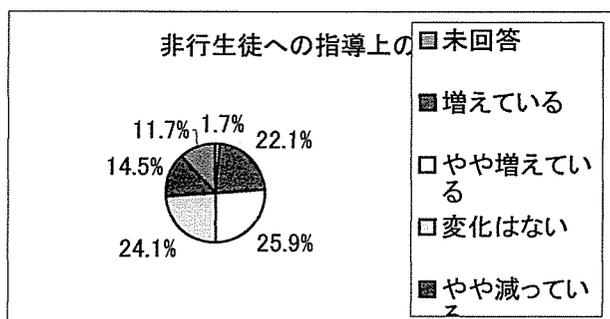
- ④ 人手不足であるかどうかに関しては、69.0 パーセントが人手不足であると答えている。
 - ⑤ 学校と連携しようとしているかについては、そう思うが 51.4 パーセントであり、半数がそう感じている。
 - ⑥ 施設入所をためらうことがあるかについては、そう思うが 24.5 パーセントであり、そう思わないは 15.9 パーセントであった。
- 6 児童自立支援施設は活用されているかについては、活用されていると回答したものは 41.3 パーセントであり、活用されていないは 6.6 パーセントにとどまった。

まとめ

このアンケート結果からは、総じて児童相談所と児童自立支援施設に理解を示す回答となっているが、児童自立支援施設の入所数などからすると、実際のケースでやりとりした経験はそう多くはないと思われ、学校現場への児童相談所や児童自立支援施設の役割機能の広報により、要望も変化することが考えられる。以下に記載する児童・保護者への対応など、学校現場で困難さを増している学校が半数ある反面、非行と虐待の関係への認識はまだまだ乏しいとおもわれ、そこが結びつくことで、福祉特に児童自立支援施設を活用した処遇のあり方へ展開するものと思われる。

設問1 非行生徒への指導上の負担

	度数	パーセンテージ
未回答	5	1.7
増えている	64	22.1
やや増えている	75	25.9
変化はない	70	24.1
やや減っている	42	14.5
減っている	34	11.7
合計	290	100.0



設問2 生徒の特徴(複数回答のため、パーセンテージは有効回答数中の割合)

	度数	パーセンテージ
情緒障害的傾向をもつ	52	17.9
被虐待経験のある	16	5.5
精神疾患が疑われる	22	7.5
精神発達が未熟な	233	80.3
人間関係がとりにくい	231	79.7
衝動性が高い	162	55.8
攻撃性が強い	43	14.8
エネルギーが低い	89	30.6
その他	42	14.5

設問4 連携したことのある機関(複数回答のため、パーセンテージは有効回答数290中の割合)

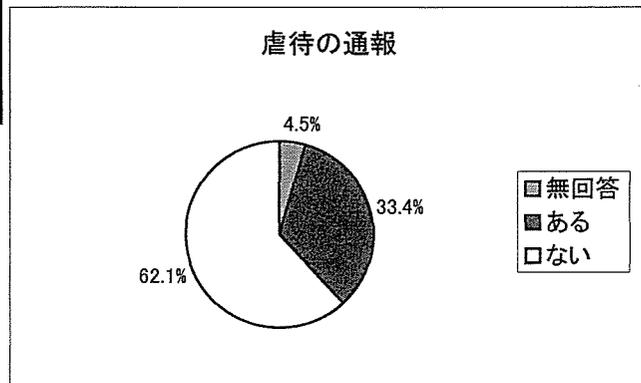
	度数	パーセンテージ
警察	250	86.2
児童相談所	218	75.2
家庭児童相談室(福祉事務所)	97	33.4
少年(補導)センター	192	66.2

設問7 非行問題の背景に虐待が存在すると感じる割合

割合(割)	度数	パーセンテージ
0	48	22.4
0.1	2	0.9
0.2	1	0.5
0.5	8	3.7
1	66	30.8
2	20	9.3
3	26	12.1
4	4	1.9
5	22	10.3
6	3	1.4
7	2	0.9
8	7	3.3
9	2	0.9
10	1	0.5
合計	214	100.0

設問8 虐待の通報

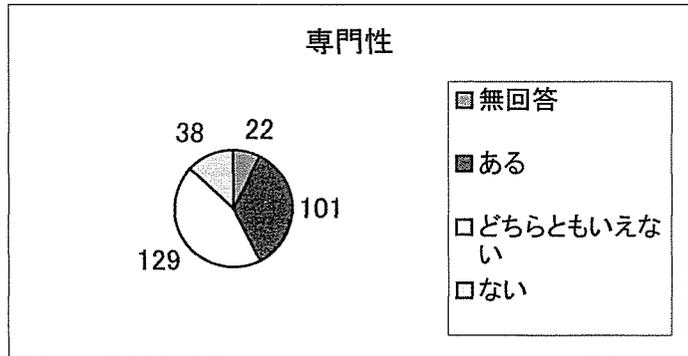
	度数	パーセンテージ
無回答	13	4.5
ある	97	33.4
ない	180	62.1
合計	290	100.0



設問9 児童相談所の非行問題対応について

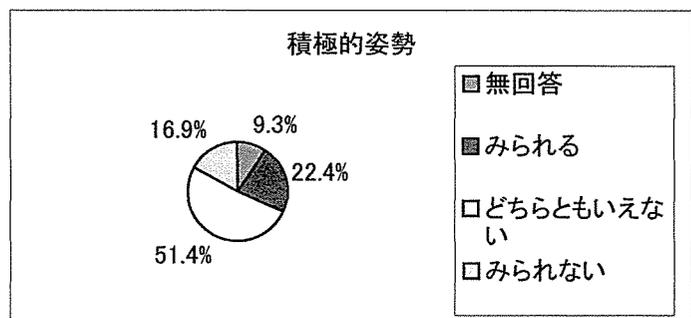
①専門性が

	度数	パーセント
無回答	22	7.6
ある	101	34.8
どちらともいえない	129	44.5
ない	38	13.1
合計	290	100



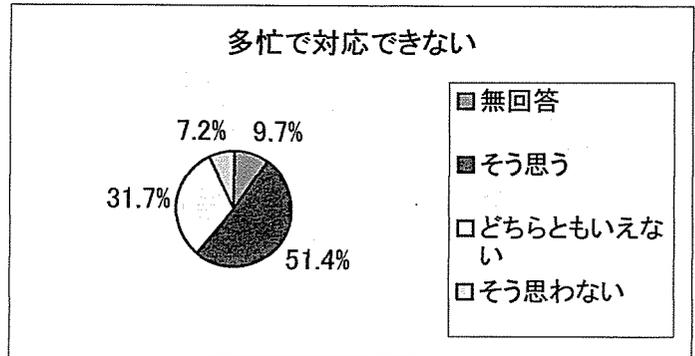
②非行に積極的に対応する姿勢

	度数	パーセンテージ
無回答	27	9.3
みられる	65	22.4
どちらともいえない	149	51.4
みられない	49	16.9
合計	290	100.00



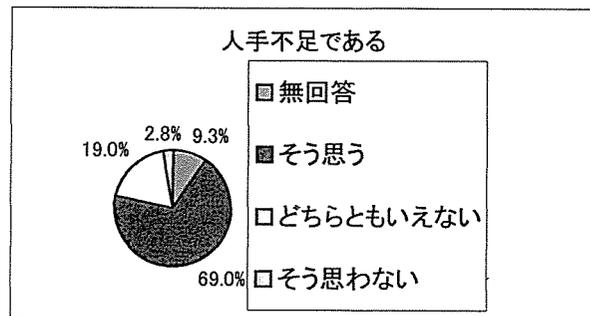
③多忙で対応できない

	度数	パーセント
無回答	28	9.7
そう思う	149	51.4
どちらともいえない	92	31.7
そう思わない	21	7.2
合計	290	100



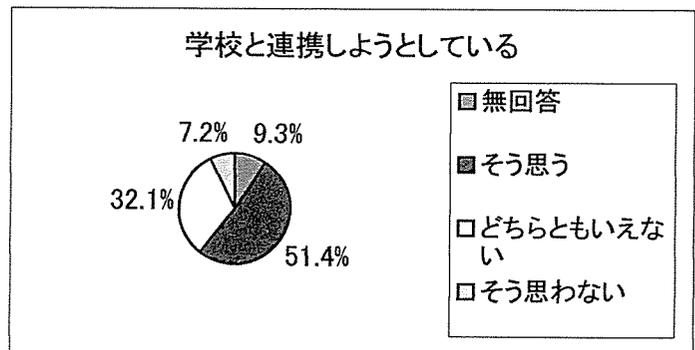
④人手不足である

	度数	パーセント
無回答	27	9.3
そう思う	200	69.0
どちらともいえない	55	19.0
そう思わない	8	2.8
合計	290	100.0



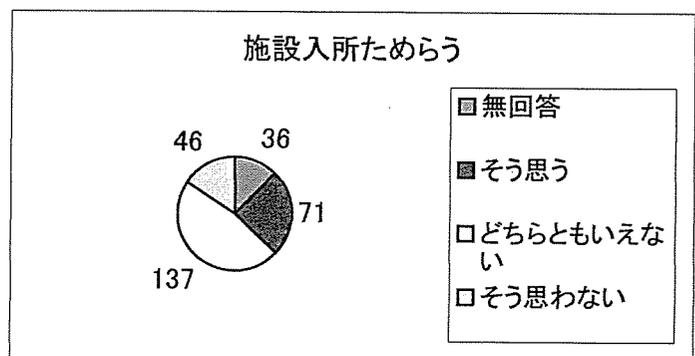
⑤学校と連携しようとしている

	度数	パーセント
無回答	27	9.3
そう思う	149	51.4
どちらともいえない	93	32.1
そう思わない	21	7.2
合計	290	100.0



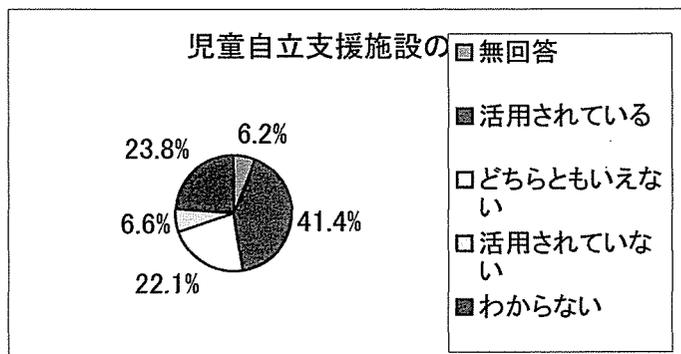
⑥施設入所をためらうことがある

	度数	パーセント
無回答	36	12.4
そう思う	71	24.5
どちらともいえない	137	47.2
そう思わない	46	15.9
合計	290	100.0



設問11 地域の児童自立支援施設は活用されているか？

	度数	パーセント
無回答	18	6.2
活用されている	120	41.4
どちらともいえない	64	22.1
活用されていない	19	6.6
わからない	69	23.8
合計	290	100.0



学校調査 自由記述

①生徒への対応で困難なこと

自分勝手。(11件)

話をしても理解できない。

社会規範に対する意識が低く、無秩序なグループを形成し、暴走し、犯罪を犯す。

情に訴えても通じなくなっている。(5件)

落ち着いて話ができない。いいたいことは言うが、人の話は聞かない。

からにとじこもる。

我慢できない生徒が増えている。

生徒への指導がどうしても事後になってしまう。

精神面が弱く持たない。

ルールを守らなければならないという意識が少ない。

人間関係をとりつないでいくこと。

非社会的もしくは反社会的行動を衝動的にとる子が多い。

学校の指導の範囲・限界をはるかにこえている。

聞く耳をもたない。自分本位で他人への配慮がない。

罪悪感の欠如。

関係諸機関が関与するまで学校での事はゆるされると思っている。

影にかくれてのいやがらせ。

このような生徒については、まずコミュニケーションをはかることが難しい。

指導に限界がある。

強く指導しにくい。

非を認めない。

話を通じたように思っても、同じことをくりかえす。

中卒後に進学・進学の道以外の道が、あまりなくて進路指導に行きづまりを感じる。

善悪の判断が不十分

家庭環境。

学力の保証・禁煙指導

指導を繰り返しても改善されないことが多い。自己中心的である。

1:1の対人はまだよいが集団になると自分を出せないことが多い。

正直に自分の非を認めない。きつく指導されると逆にキレて事とをうやむやにしようとする。

会話できない(未発達)子の対応はむずかしい。

状況(情況)判断能力が低い。

継続的にかかわりがないと指導が入りにくい。耳を傾けない。

ゆっくり対応する時間がとりにくいこと。

しかられた経験が乏しく、指導を素直に受け入れられないことが多い。

判断力がなく幼児性がある。有職少年とのつながり。

基本的な生活習慣が身につけていない。規範意識が非常に低下している。

精神年齢が低い。愛情を受けて育っていない。

昔と違い、上記にあるように精神的に何を考えているのかわからない生徒が増えた。

繰り返しの指導が必要である。(2件)

加害の事実を認めない。心情に訴えても届かない。

大変わがままで、善悪の判断がついていない。おさない。人間関係をうまくつくるができない。

14歳にならないと法的な指導がとれない。
家庭に居場所がなく生活が不安である。
反省が次に生かせない。
家庭の教育力が乏しい。
反応を示さない。
基本的な生活習慣が身につけていない。
対人関係の手段が暴力による生徒への対応、教室に入れない生徒の対応。
人間関係の積み上げが難しく、かかわる回数が増えても進展していかない。・幼さ、未熟度が高く、規範意識が低い。
不登校に陥った場合、スタッフの数からも、個別対応が苦しい。
暴力的である。会話が成立しにくい。
指導をしてもどこまで入っているのかわからない。その度に手を変え指導するが同じ事を何度も何度も繰り返す。情に訴えかける指導が通用しない。
人間関係に対する理解が未発達（過保護的）。
いやなこと（授業を含む）をがまんできない。
非を認めない。指導に対して衝動性（キレる）が高い。規範意識が低い。
担任教師の指導力。・担任等との人間関係やヒューマンリレーションシップの点。・生徒が心情の方向性をもちえない。
善悪ではなく、好き嫌いで動く、自分にとっての判断で行動し、相手のことは考えない。
目立った非行行動を示す生徒はいない。
学校として育てたい生徒像に対して生徒の持つ（成りたい理想）とのギャップが大きく縮まらない。
未熟な精神発達者への対応、生活体験が少く、人間関係が取りにくい。
親や大人に対して人間不信に陥っている生徒との対応。
謝罪できない。自分の非を認めない。自分を正当化する。
ルールを守ろうとする意識が弱い。
注意を素直に受け止めることができず開き直る傾向がある。女子は家出を繰り返す。
指導したことが以後の生活の中で生きてこない。
話をしてもわからない。こちらの言うことに従わない。
理解できない（人の話が聴けない）がまんがたりない。（耐性がない）すぐに切れる。
現在非行は減少傾向なので特に不自由、困難を感じる場面は少ない。
生徒の問題行動が親の生活姿勢に起因することが多すぎる。
注意、支持に従えない。
自己中心的な考えが強く指導が通らない面が多い。
素直に指導に応じることができない。
人間社会のルールに従おうという気がないこと。
同様なことを繰り返す。
思いやりを感じない傾向が強い。
我慢できない。
社会性、規範意識が身につけていない生徒においては、学校が単独で指導することに限界を感じる。
繰り返す。
非行生がいない0人。
信頼関係を作るのが難しい。
善悪の判断がない。
何度も同じ生徒が指導されている。
体罰に訴えても悪いことは悪いと叱責できないこと。
学校が公的な場所であることを忘れ、私的行為を行おうとするせいが多い。
コミュニケーションがなかなかとれない。
自分に都合のよい話をするが、悪い話は明白であっても認めようとしない。
証拠を示さないと非行の事実を認めようとしないことがある。

喫煙はなかなか止められない。
基本時生活習慣の低さからあたり前の事をあたり前にできない。
指導に対してすぐに「帰る」と言い出す。
説得の仕方、信頼関係。
指導したい内容が伝わらない。
同じ事を何回もくり返すこと。指導をしても指導が入っていかない。
不登校生が増加してきておりそのようになったときなかなか本人から話を聞きづらいことも出てきている。
女子生徒への指導で多少難しい場面がある。
人間関係をつくり上げるまでの対話。
教師の指導を聞き入れない。
家庭の協力が得られないため、何を言っても無視するので、指導のしようがない。
別宅対応の生徒が増えているが、対応できる教師の数が少ない。
話を聴く姿勢が乏しい。(対話、討論の習慣がついていない)
集団になると素直さがなくなる。指導がは入らない。
話が入らない。大人不信。同じ事をくり返す(繰夜徘徊、喫煙など)
家庭ではOKが出ている。(タバコ・酒など)ので・・・指導してもピンとこない。
常識が通じない(家庭で教えられていない)
平気でウソをつく。
同じ生徒が何度も繰り返す。
教師側が生徒理解を深くした上での働きかけでないとスベル。
暴力への対応。
規範意識の低さ。内省力の弱さ。
一人一人の力はあまりなく、多人数でムレているので、自分のやったことの責任や周りの人間の気持ちが理解できない生徒が増加している。
厳しい指導をするとすぐに欠席するようになる。
思いが伝わらない。
あまりにも精神的におさない子が多い。
14歳になっていない生徒が何回も対教師暴力をふるい(年間15件)それでも鑑護措置が出来なかったこと。
素直さにかける。
思考力が成育する前に「見かけのかわこ良さ」や「ずるいこと」に走ってしまっている。
指導が入りにくい。
集団の中で快・不快が行動の基準となっており、善悪の価値基準を軽視する傾向がある。
基本的な生活習慣(食事、すいみんなど)ができていない。道徳性が低い。
社会規範を伝えても生活経験の中でイメージが一致していないと感ずることがある(親から生活の中で教えてもらっていない)。
主義主張がなく、幼児化している。
正直に話してできる生徒が少ない。時間がかかる。生徒との信頼関係がつくりにくい。
問題を改善する気がない。
常識が通じない。
特別対応をしてやりたいが、職員にそのような余裕がない。
指導が十分に入らないこと(同じ事をくり返す)。衝動性が高い。他校との□□つながり。
善悪ではなく快・不快が行動の基準になるのではないかというところ。
指導しても同じことを繰り返すことが多い。
その場限りの反省。
傷つくことを極端に恐れるあまり、自分の非を認めない。
学校でしようとしている事と、生徒の考えが大きくズレている。
強い指導ができない。
規範意識の低下。

親への感謝の気持ちが減っている。
学校の指導がなかなか入らない。
生徒が平気直ったり無視する。興奮して指導が入らない。
衝動的で情緒が安定していない。
問題行動（ex.喫煙、器物破損、窃盗を素直に認めない。現場を押さえても認めないこともある。
物事を軽く考える傾向がある。。
コミュニケーションを図ることが大変難しい面がある。
指導方法の難しさ！言葉による指導での徹底の難しさを感じる。
素直に認めない。
学校での指導の限界を感じる。
無秩序な言動、破壊的行為、いじめ、不登校問題。
コミュニケーションが困難。指導が入らない。
教師が教科指導には力があるが、生徒指導にたいして力量がない。
叱られる習慣が家庭において少ない。
グループ化して行動する。
低学力であることが「荒れ」の主因となっていること。
素直に話を受け止められない。
情の通じない生徒が多くなったこと。
きまりを押しつける指導がなかなか入りにくいです。
登校していれば様々対応が可能だが不登校だと制限がある。
今までの成長過程において悪いことをした時にきつく叱られ反省することが少なく、同じ失敗を繰り返す。
自分を大切にすることを忘れかけていること。
コミュニケーションがとりにくい。
平気で見えすいたウソをつき、ガンコにウソを通そうとする。
自分のとった行動が悪いことだと全く気づいていない点。
怠学、不登校生徒の対応。
模範意識が低い。自己中心的な考え方。
同じ問題行動をくり返す。
学校・保護者の意向をなかなか外部の機関に汲み取ってもらえないこと。
拘束を安易に破る。
保護者との連携が取りにくい。
大人に対する不信感を持っている。
規範意識が乏しく、話が入らない。
LDやADHD傾向の生徒が増え、学校のきびしい対応には逃げる傾向がある。
指導してもその場では反省しても同じことをくり返す。
自己中心的に物事を考え行動し、自分を内省することが困難。教師の指導に対して、素直に耳を傾けることができない。
何度も同じことをくり返す。
悪いとわかっていながら、あえて行う生徒への指導。
自分の言動が個人的わがままだと理解しようとしなない。
罪悪感が薄い。学校の内と外の区別がない。自己中心的。
子どもの規範意識の低下。同じことのくり返し。
指導過程において、すぐキレる。
・生徒の暴力に対して教師はやられるだけで手を出せない。・ことばで理解させるのが困難である。
精神発達が未熟で、論理的な思考ができない。
どう話すと関係機関の処遇になるかなど先輩たちから学習しているので素直に指導を受け入れて、反省することができないことが多い。
カウンセラーに必要な子が多い。
禁止と許容のバランス。

ADHD傾向の生徒に対して具体的な指導方法と職員のコセンサスの取り方。

一度喫煙をするとやめられない。

謹慎・退学等、厳しい処置がとれない。

個々の生徒に応じた対応を考えているが人により様々なので難しい。

1対1では指導が入るが、集団の中では入らない。

他人とのコミュニケーション能力が低いため指導の内容を理解しない。(できない)

教師により全く対応がちがう(特定の先生の言うことしか聞かない)

精神的に幼稚な生徒の割合が高いので、悪ふざけの延長上に非行がある。

落ち着いて話ができない。素直に非を認めることができない。

基本的な生活習慣が身につけていない生徒。

平気でうそをつき、一切認めない。

個人主義傾向が強く、悪いことがわかってもやめる気がない生徒が多い。

基本的な生活習慣が身につかない。同じ失敗(問題行動)をくり返す傾向がある。

目標を持っていないことで指導がやりにくい。

精神発達が未熟で何かと理解力に乏しい。

大人不信が強い。

将来の目標のない生徒(すべてをすてている生徒)

法に違反しない限り罰せられないことをよく知っている。

特別行動ではないが「何が悪い?」という姿勢で大人や教師に対して友達同士の連帯感を強めるパワーを持つ。

家庭での甘えをそのまま学校に持ち込む生徒が増えている。

生徒本人の問題とういより、家庭のあり方が原因となっていることが多いので教師としての限界を感じます。

気持ちが通じないのが感じられ、同じ問題行動が繰り返される

時間と工夫でどうにかなるが保ゴ者への対応が大変。

同じ事を何度も繰り返す。

対教師への暴言など、信頼関係を結べていない生徒。また、くり返し同じ誤ちを起こす生徒の指導。

非行の低年齢化により、特に中1生徒の問題が多く対応しにくい。

保護者の言うことを聞かない生徒が増え、保護者との連携がとれにくく他機関へ相談するケースが増えつつある。

常識がなさすぎる。

特になし(12件)

無回答54件

②保護者への対応で困難なこと

放任傾向にある保護者がある場合、学校との協力関係が成立しにくい。

放任が多いように思われる。

子どもに対して無関心であると思われるくらい関わろうとしなかったり、自分の子どもだけの言葉を鵜呑みにして子どもの問題点に気づかず何か大きな問題がおこるとすぐ見放す。

保護者がしなければいけないことを、すべて学校にまかせて、その上で学校に批判的である。

保護者が若くなってきて、子どもとレベルの代わらない人が増えてきた。

話が通じない。

学校や教師に非協力的。

家庭でのしつけ等ができていない。また、指導ができない。

コミュニケーションをうまくとれるかどうか。

指導へのあきらめでねばり強く指導してもらえない。

物事をとらえにくい場合がある。

家庭教育の不十分なところを学校におしつけ、責任転嫁する親が多い。

子どもと同じで、大人、親になっていない。

保護者に保護能力がない。指導力がない。
価値感の多様化。子どもへのきびしさの欠如。
問題意識を感じていない。
学校に対して批判的な親への対応。
①の生徒と同様なことが多々ある。
保護との対話ができたら問題ないが、なかなか対話できない。
協力的でない。
学校に対して非協力的であること。学校側の指導を理解してくれない。
保護、監督責任をはたさない。何のかんのといって子どもへの対応をしてきていない。
放任主義。
親としての自覚のなさ。
放任
経済的に大変な家庭が多く、夜間の勤務もあり子どもの生活を立て直すきっかけをつかみにくい。生活を立て直すきっかけをつかみにくい。
保護者自身が大人になりきれず、悪い原因を他に求める傾向の親が増えた。
子どもの姿をしっかりと見つめようとしないで、学校の対応等に意見をいい、連携どころか対立の構図になる場合がある
生徒と同じような性格、性質が多い
子供の言い分を鵜呑みにして、教師に心を開かないことが多い。
教育力の無さ 無関心
子どもの指導に限界を感じておられる家庭が多く、学校と連携してやっているものの、ほとんど改善されないことが多い。
価値感（教育感）の相違により協力を得られない時がある。
過保護や放任がある。
学校の指導に表面上は納得するふりで指導が入らない。また受け入れない家庭もある。
話の進め方で理解はもらえる範囲。
指導を放棄していたり、子を守ることしかしない親の増加。
職を持つ親が増え連絡がつきにくい。問題行動に対して無関心、無責任な親が増えている。
経済力が低く、子どもとの関わりがない。
生徒保護のみで個人的感情で、協力的でない。
親が成長していない（子ども状態）
親も同じ考えか、子供に負けてしまっている親が多い。
価値が多様で協力が得られない。
被害者の保護者が学校を攻撃され、その対応に非常に困っているケースが最近多くなってきた。
学校の指導に理解がもらえない。
子どもを善悪の判断で指導できない。
常識がない。なんでも学校のせいにする。保護者が大人になりきれしていない。
指導力がない。
放任主義（生活することが精一杯）で、子どものことについて協力を得られない。
わが子を所有物のように考えている。
価値観が多様化している。
放任主義。
協力的な時はよいが、まず対学校に感情的であったり批判的な時はほぐしに時間がかかる。
我が子の事にばかり気が行っている。また、それすら無関心な親も多い。楽しく関わる事はしてるが、しつけてのばすことができていない。
弱い。
子どもの行動を常に肯定的に考える余り、学校の対応を批判的に見てしまう傾向がある。
「学校」や「教師」に対する偏見が強い親が増えている。
価値観の多様化に伴い足並みのそろった指導ができない。

応々にして、保護者も生徒と関連するように人間関係が苦手である。
常識の範囲のズレや価値感の違いなど、今まで対処等ではうまくかたづかない事が多い。親対応の方に気を遣う場面が多くなってきた。
子どもと同じレベルでの理解、対応になる。
放任家庭がふえてきた。
社会性の部分でズレがある家庭がある。
保護者の指導力（保護能力）が低い。子どもの人権を盾にとる。規範意識が低い。
保護者も社会の中で（生徒と同じように）うまく適応できていなかったり、経済的な自立ができていなかったり、課題が多い。
・欠損家庭等、家族の指導力の弱体化低下。・各家庭が孤立していて社会的関係をもちにくく家庭の社会的機能及び家庭のサポートシステムの崩壊。
見識が高い。子供の言い分を全て信じ受け入れ、相手にあたる。
子供を躾ける力の不足。
家庭に問題のあることが多く、保護者の指導がはまらない場合が多い。
子どものしつけにあまい親。
自分の子を守ろうとする。自分の子をせめることができない。同じ歩調で学校や相手をせめる。
学校批判の強い人がいる。
今年転任したばかりですし、今年一年、特に大きな（小さな）生徒指導上の問題が皆無でした。その為、何一つ困難なことはありませんでした。
家に不在のことが多く、連絡すらとれないことが多い。
非行に対する認識が甘い。
学校の批判、要求をする。
自分の子を注意できない。言いかせられない。逃げ腰である。他人にばかり責任を求めて責任を取らない。取れない。
現在非行は減少傾向なので特に不自由、困難を感じる場面は少ない。
生徒の問題行動が親の生活姿勢に起因することが多すぎる。
家庭教育方針と学校との温度が大きい。
生徒の状況を理解することを避けているように思う。
子どもに注意できない保護者が多い。子どもの非行を他の責任にしてしまう時がある。
考えの違い。
責任を学校側に転化する。
基本的な生活習慣における指導力が弱く放任主義的傾向が強い。
自分の子どもは悪くない、それより対応の仕方が悪いと言ってくる親多い。
保護者の非力さを感じる。
放任か、親そのものが子どもっぽい傾向が強いので、親の教育の必要性を感じる。
親としての自覚、子どもとの接し方。
教育力が無い。子供に対して本気で指導できない。
親が子供の指導の仕方に自信がない。
子どもへの責任を持ってない親の存在。
指導を理解してくれない。子供をかばう。
学校を非難する保護者が多くそれが地域に広がり、風評被害が著しい。
指導の不足。
非行生がいない0人。
保護者が子どもを指導できない。
学校の指導に批判的である。
家の子にかぎって、協力的でない。
放任や過保護な保護者が多い。
子どもとの関係に不安をいだいている。保ゴ者がなくそれがウラ返しとして学校批判につながる例が大変。
家庭での教育力の低下。
私達の指導がまちがっていなければ保護者は納得してくれるが、指導がまちがったときにどう対応するか。

保護者管理能力の欠如を強く感じる。
子供への愛情表現が下手で、問題行動を擁護することが愛情だと思ふ保護者が増えた。
他への責任転嫁。
じっくり話し合う方向ではなく、一方的に子どもに当たることが多い。
学校への要求ばかり強く、家庭でのしつけが弱い。
家庭の教育力不足。
我が子を信じて、事実を認めようとしない。
無責任。
過干渉、放任の保護者、母子、父子家庭が多い。
家庭教育力の低さと「教育」に対しての「カンちがい」が多い。
保護者自身が種々の問題を抱え、子どもの養育や指導ができない。
学校の指導方針に理解が得られにくい。
家庭での教育力の向上、学校側の指導への理解。
共通理解がはかりづらい。
家庭での教育力欠如。
保護者に説明をしていくとき、なかなか受け入れられないことが少しづつ増えてきている。
子供への無関心。
保護者が協力的でない。
保護者が学校の指導よりも、子どもの側に立ってしまう。(自分の子育てのまちがいを認めたくないのか?子どもと同じレベルになってきた親が多い)
保護者が無関心であったり、自宅に帰ってこない。連絡もとりにくい家庭が増えている。
生徒以上に話を聴く姿勢に乏しいことが多い。
親と子どもが同レベル。
権利、子どもの人権を前面にだして、学校を批判すること。
連絡がとれない。放任している。親子の会話がないう。
問題と感じていない。
常識が通じない(家庭で教えられていない)
子どもの言うことをうのみにして子どもと同じレベルでしか考えていない。
常識が通じない。
ともすれば保護者への対応が一番難しいと感じる。
指導力のなさ。
子離れできない親。子どもを客観視できない。
家庭内で子どもに負けている保護者が多くなった。
年々、生活が不安定(離婚や経済的に)になる家庭が多くなっている。本人を支える基盤がない。
子どもと距離をおいてしまって我が子を指導できない(しない)
親になりきれしていない人が多い。
保護者自身がしつけ等受けていない家庭が多く子育てをするにはあまりにも未熟すぎる。
学校批判な保護者が多い。
大人(成人)になりきれない保護者がふえてきている。
協力がえられない。
指導力不足で、保護者にも指導が必要な場合がある。
指導力のなさ
「わが子かわいさ」「子どものごきげんとり」になって、親としての影が薄く学校の指導を受け入れようとしない。
自分の子の話だけを一方的に信じる。
一方的に自分の言い分を通そうとする親が増えた。
放任で親として自立していない。
生徒を甘やかすことと、放任していることが多い。
生徒が親を乗り越えている。

放任の親が多い。学校に対して協力的でない。批判が多い。
権利意識の増大と義務意識の欠如。
子どもを放っている。
協力的でない。非行の原因は学校にあると批判してくる。（たとえ、特別対応しても）
養育放棄（ネグレクト）的な保護者が多くなっている。世間の常識が通用しない。
生物学的に、親というだけの、保護者、親、ひいては社会人としての常識、自覚等に大きく欠ける人が多いところ。
自己中心ですべての他人のせいにする。
生徒と同じ考えをもつ保護者が増えており、家庭での指導ができない保護者が増えている。
過保護、放任、両極端の親が増えている。常識が通じない。
子どもとの関係を維持したいがため、根本的な注意ができない。
保護者の指導がいる人が多い。
親としての自覚がない。
子どもとの関係で近親相姦てき固着（子離れできていない）
子どもを第1と考えない保護者が増えてきた。
社会性が低くなってきた。
過渉と過保護。
子どもどうしのトラブルが親どうしのトラブルになってしまう。
子供の言ったことをそのまま受け取り、本来の事実をつきとめようとしない。
少しの行き違いが教育委員会への訴えにつながる。
過保護で、親として未成熟。学校に対する不信心。
子供の言い分を受け入れることが中心、それで子どもとのつながりを保っているようにしか感じられない。
規範意識が低い。
保護者が我が子の現状を正しく把握していない。
評価（点数）にすごく過敏である。
親と子は同じ。
学校に対する不平不満をぶつけ、問題をすり変える傾向が強い。
何でも学校に責任を押しつけようとする姿勢を感じる。
子どもがかawaiiそう。親が無責任すぎる。
保護能力の欠如、過保護、無理解。
無関心。モラルが常識とは違う。話がかみあわない。
教師に対する尊敬の念が少なくなっている。
学校に対する不信心（報道により影響か）
何でも学校にまかせる。
崩壊家庭が多すぎる（生徒の居場所がない）
学校や他の生徒に原因があると考え連絡がうまくできない。
大人としての話ができない大人が多くなってきた。
個人との関わり、家庭との関わりが大事です。
生きることに精一杯で子どもへ関わりが少ない。あまりにも子どもの言いなり。
教師と保護者の問題行動への考え方のギャップ（これぐらい・・・）
教育力の低さ。
協力が得られない。
子どもの非を認めようとせず、学校の指導のまずさのせいにする。
「家ではよい子」なのにそんなことをするのは学校の指導が悪いと言ってくる点。
保護者が周囲の人のことを考えない傾向にある。放任、家庭崩壊のえいきょうをうけている。
保護能力に欠ける。
自分の子どもの非を認めない。または、学校に原因を求める。
家族の愛情で見守ると言っておいて改善が見られないこと。
我が子が悪いとわかっている、我が子にとり入って学校に責任転嫁してくる。